○九州地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
垂水市浜平字新村二〇九八番一から同市浜平字中村二〇五六番二まで	前	一五・〇メートル～一一〇・五メートル
	後	一五・〇メートル～一一〇・一メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

二月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問主意書（早稲田夕季提出）

中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問主意書（青山雅幸提出）

竹島問題に関する質問主意書（亀井亜紀子提出）

資金決済法でいうみなし仮想通貨交換業者に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

参議院

質問主意書提出

二月七日議員から次の質問主意書が提出された。

安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一号）

質問主意書転送

二月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

「ジェントリフィケーション」への対策と老朽化した集合住宅からの高齢者の立ち退き問題に関する質問主意書（山本太郎提出）（第九号）

東シナ海洋上におけるパナマ籍タンカーからの原油流出事故に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇号）

人事異動

特許庁

（審判部審判長）経済産業技官　青木　博文

（同）同　鈴木　正紀

（同）同　酒井　福造

辞職を承認する（各通）（二十九年十二月三十一日）

（審査業務部審査官（一般役務））

経済産業事務官　岩崎　安子

審査業務部商標審査長（機械）に昇任させる

（審査第三部審査官（無機化学（セラミックス）））経済産業技官　粟野　正明

審査第三部審査長（素材加工・金属電気化学）に昇任させる

（審査第三部審査官（金属電気化学））同　細井　龍史

審査第三部審査長（高分子）に昇任させる

（審判部審判官）同　田中　敬規

審判部審判長に昇任させる

（審査第三部審査長（素材加工・金属電気化学））同　阪野　誠司

（審査業務部商標審査長（機械））

経済産業事務官　薩摩　純一

審判部審判長に配置換する（各通）（以上一月一日）

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

神戸運輸監理部最低賃金公示第一号

近畿地方交通審議会から神戸海上旅客運送業最低賃金（平成九年神戸海運監理部最低賃金公示第二号）、神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成九年神戸海運監理部最低賃金公示第三号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第四項の規定により準用する同法第11条第一項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第七条第一項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第五条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650－0042兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号」あて提出されたい。

平成30年2月9日

神戸運輸監理部長　吉田　稔

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

1．神戸海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「242,700円」を「243,800円」に、部員「180,900円」を「182,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「199,800円」を「199,900円」に改正することが適当である。

沖縄総合事務局最低賃金公示第一号

沖縄地方交通審議会から沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成九年沖縄総合事務局最低賃金公示第三号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成九年沖縄総合事務局最低賃金公示第四号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第四項の規定により準用する同法第11条第一項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第七条第一項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第五条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900－8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号」あて提出されたい。

平成30年2月9日

内閣府沖縄総合事務局長　能登　靖

沖縄地方交通審議会の意見（要旨）

1．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「246,150円」を「247,150円」に、ただし書の職員「229,700円」を「230,700円」に、部員「187,550円」を「188,550円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．沖縄海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,050円」を「244,050円」に、部員「181,600円」を「182,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

公告

諸事項

工場財団

兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地**ユニチカ株式会社**の京都府宇治市宇治戸ノ内5番地ユニチカ株式会社宇治事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年2月9日

京都地方法務局宇治支局

観光施設財団

三重県桑名市長島町浦安333番地**長島観光開発株式会社**の観光施設財団に三重県桑名市長島町浦安333番地長島温泉の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年2月9日　津地方法務局桑名支局